



生徒心得

1 校内生活

- (1) 午前 8 時 30 分までに登校する。
- (2) 遅刻（8 時 40 分）した場合は、遅刻カードを提出し学級担任等の指導を受ける。
- (3) スマートフォン・携帯電話の使用は、マナーを守り他人に迷惑をかけないようにする。
- (4) 早退する場合には、学級担任に「早退願」を提出し許可を受ける。
- (5) 欠席等をする場合は、午前 8 時 25 分までに保護者から学校へ連絡をする。
- (6) 現住所・保護者・保証人等に変更があった場合には、速やかに学級担任に届出て、必要な手続きを行う。
- (7) 公式試合や受験等により授業を受けられない場合は、事前に学級担任に申し出て公欠扱いの手続きをとる。また、交通事情や悪天候等により通学不能の場合は、速やかに学校に連絡する。
- (8) 忌引の場合は、学級担任に速やかに連絡する。忌引日数は次のとおりであるが、遠方の場合は往復に要する日数を加える。（父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日）
- (9) 自転車で通学する場合は、本校指定のステッカー及び、防犯登録証を貼付する。また、交通事故に対応するため、できるだけ任意保険に加入をする。
- (10) 学校の施設設備を使用する場合は、事前に関係教員の了解を得て指示に従う。生徒の活動は、関係教員が直接指導する場合を除いて午後 5 時までとする。

2 校外生活

- (1) 常に高校生として自覚ある行動を心掛ける。
- (2) アルバイトは原則として禁止する。ただし、保護者の願い出があり、やむを得ない事情と認められる場合は、所定の手続きをした上で従事できる。ただし就業時間は午後 8 時までとする。
- (3) 私事旅行をする場合には、必要に応じ「学割交付願」を学級担任に提出する。旅行は授業日や課外等のない休業日とする。なお、生徒の所在把握のため保護者が同行できない場合には、保護者がその理由を直接学級担任に伝える。
- (4) 原動機付自転車免許（50cc バイク）に乗る場合は、必ず任意保険に加入すること。
- (5) 免許取得については、保護者の責任において以下のような手続きをしたのち取得する。
 - 原動機付自転車免許（50cc バイク）
 - 「原動機付自転車免許取得承認願」を提出し受験する。なお、免許取得後、免許証のコピーを提出する。
 - ※自動二輪の免許はいかなる場合でも認められない（同乗することも禁止とする）。
 - ※受験は学校休業日とし、授業日は認められない。

○普通免許

「普通自動車運転免許取得許可願」を提出し入校手続きを行う。なお、免許取得後、免許証のコピーを提出する。

※入校は3年次の11月1日以降とし、それ以前は認められない。また、免許取得後も、卒業までは自動車の運転をしてはならない（厳重に指導する）。

(6) 原付バイクの通学は原則禁止である。ただし、次の条件を満たすと学校が判断し、保護者からの申し出がある場合には、「通学許可願」を受理する。

- ・通学距離が10km以上ある
- ・交通不便地域に居住している
- ・任意保険に加入している
- ・基本的生活習慣が身に付いている

(7) 事故等緊急事態発生の場合は、直ちに学級担任または学校へ連絡する。

3 服装容儀等

(1) 本校指定の標準服を着用し、2つのタイプから選択する。

＜冬服＞ A プレザー、スラックス、Yシャツ、ネクタイ

B プレザー、スカート、Yシャツ、リボンタイまたはネクタイ

※ Yシャツは白無地であれば、特に定めない。

＜夏服＞ A スラックス、Yシャツ

B スカート、Yシャツ

(2) スカート・スラックスを變形・加工してはならない。

※ Yシャツの裾だしは禁止する。

※ スカートの長さは裾が膝頭にかかる程度とする。

(3) 儀式・セレモニー等学校が指定するときは、青のリボンタイまたはネクタイを着用する。
スカート着用者の靴下は黒・紺のハイソックスとする。

(4) ソックスは、黒・紺・白の無地とする。

※ ワンポイントは可とする。

※ Bタイプ着用時、ソックスの長さはくるぶし上から膝下までとする。

(5) Vセーター類（丸首セーター不可）・ニットベストの着用を認める。ただし、黒・紺系統とし、それ以外のフリースやパーカー類は認められない。

(6) 厳寒時の登下校の際は、プレザーの上に華美でないコート類の着用を認める。

(7) 夏服時（6月～9月）は、ポロシャツ（白無地）の着用を許可する。

※ ライン、柄は不可とする。

※ ワンポイント可（大きさの上限はプレザーのエンブレム程度とする）

(8) 上履きは所定のもの（学年色指定）を使用する。

(9) 学習に直接関係のないものは学校に持参しない。

(10) 頭髪は清楚に整髪し、パーマ・染色・脱色・つけ毛はしない。

(11) 装飾品（ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等）、化粧、マニキュアなどはしない。

(12) 異装する必要がある場合には、事前に所定の様式により許可を受ける。